

# 小金井市市民投票制度の概要

## 1 制度の成り立ち

市民投票制度は、市政への市民参加の一つの形態として、直接、市民の意思を表明する仕組みを制度化したものです。

平成21年3月の第2回市議会臨時会で、議員案第16号小金井市市民参加条例の一部を改正する条例（市民投票制度）が可決され、9月1日から同条例の手続を定めた規則が施行されたことにより、市民投票制度がスタートしました。

これまで市民参加条例に規定された市民投票は、個別のテーマごとに、その都度条例を制定して実施するもの（個別型）を想定していましたが、今回の制度改正により、投票の手続などがあらかじめ定められ、改めて条例を作らなくても市民投票を実施できるようになりました（常設型）。

## 2 投票資格者(条例第17条)

年齢満18年以上の日本国籍を有する者又は永住外国人で、住民票が作成された日から引き続き3か月以上市の住民基本台帳に記録されている方

## 3 投票資格者名簿

(1) 日本国籍を有する者及び永住外国人は住民基本台帳を利用して、自動的に投票資格者名簿へ登録することとします。（規則第4条）

○ 日本国籍を有する者及び永住外国人は、選挙に準ずる方法により、住民基本台帳を利用して、投票資格者名簿を作成するものとします。

(2) 失権者の問題

永住外国人については、公職選挙法の適用がないため、同法の規定による犯罪等による失権者の確認ができません。永住外国人に係る失権者の確認ができない以上、満18歳以上の日本国籍を有する者についてのみ犯罪等による失権者を適用し、投票資格者名簿から削除することは、公平性を欠く取扱いとなるため、必要な資格要件を満たす者は、全員投票資格者名簿に登録することとします。

(3) 投票資格者は、投票資格者名簿が作成された際には、登録されている自分自身の内容について確認することができることとします。（規則第6条）

## 4 異議の申出

投票資格者名簿の登録や署名簿に関する異議について、選挙管理委員会に対して、異議の申出が行えるものとします。（規則第7条）

## 5 市民投票の請求

投票資格者は、投票資格者名簿総数の100分の13以上の連署をもって、その代表者から、市長に対して市民投票の実施を請求することができます。(条例第18条第1項)

## 6 対象事項

### (1) 対象事項

市政の重要事項について市民投票を実施することを請求することができます。(条例第18条第1項)

### (2) 除外するもの

法令の規定により市民投票を行うこととされている事項である場合、税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項である場合又は特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項である場合は、市民投票を実施しないことができます。(条例第18条第3項)

## 7 投票形式

(1) 対象事案の設問については、基本的に市民投票請求代表者の意思に基づき設定されます。(条例第18条第2項)

(2) 市民投票に付す事項は、二者択一で、原則として賛成又は反対を問う形式とします。(規則第11条)

○ 対象事案の設問については、基本的に市民投票請求代表者の意思に基づき設定されます。選択肢は、二者択一で、原則として賛否を問う形式としますが、AかBを選択することも可能とします。市民投票は、アンケートや世論調査と違い、最終的な民意の確認を行うために実施されることが想定され、投票の対象事項について議論が十分に行われ、選択肢が2つに集約されているような状況で実施することによって、市民の意思が投票結果として明快になる「二者択一」を採用します。

## 8 市民投票の執行等

(1) 市民投票は、市長が執行することとした上で、市民投票の管理及び執行に関する事務を小金井市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとします。(規則第2条)

○ 選挙管理委員会は、市長から独立した行政委員会で投票や開票に関する事務についてのノウハウを有しています。併せて中立性や効率性の観点からも、市民投票の実務については、市長から選挙管理委員会に委任することとします。

(2) 市長は、市民からの市民投票の請求があった場合、実施の告示を行い、この日から90日を超えない範囲において、選挙管理委員会は投票日を設定します。ただし、当該投票日に衆議院議員もしくは参議院議員の選挙、東京都の議会の議員もしくは都知事の選挙又は小金井市の議会の議員もしくは市長の選挙が行われるときは、投票日を変更することができることとします。(条例第19条、規則第21条、規則第22条)

○ 確実に市民投票を実施するためには、告示後、一定の期間内で投票日を決める必要があります。そのため、投票や開票に関する事務的な準備作業に要する期間や、投票運動が行われるために必要な期間を考慮し、告示日から起算して、おおむね90日以内の範囲で投票日が設定されます。なお、同日投票を行わないこととしたのは、市民投票のために永住外国人が同日に執行される他の選挙の投票所に入ることは、公職選挙法第58条の規定に抵触することとなるおそれがあることや、選挙期間中の市民投票の投票運動が公職選挙法に抵触する懸念もあることなど、選挙運動や投票において有権者の混乱等が考えられるためです。

## 9 情報提供

市長は、当該市民投票に係る市政の重要事項に関する情報を、市報こがねい及び市ホームページへの掲載その他の適当な方法により市民に対して提供するものとし、情報の提供に当たっては、中立性を保持しなければなりません。また、市長は必要に応じ情報提供のための施策を行うことができることとします。(条例第20条、規則第23条)

## 10 投票運動

市民投票に関する投票運動は、自由としますが、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならないものとします。(規則第24条)

○ 市民投票には公職選挙法の制限がないことから、基本的に投票運動は自由とする制度設計となり、同法の罰則に関する規定は適用されません。しかし、市民生活を脅かし、市民の間の健全な議論を阻害するおそれのある買収、脅迫等の行為に関し、注意喚起を行うことが必要なことから規定しました。

## 11 成立要件

成立要件は設けないこととします。

- 議会と市長に対して尊重義務が生じるとの点を踏まえると、一定の成立要件を設ける必要性はあるとの見方もありますが、ボイコット運動が行われることに対する懸念などを主な理由として、成立要件は不要とします。

## 12 再発議の制限期間

市民投票が実施された場合には、市民投票の期日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、請求を行うことができません。(条例第21条)

## 13 投票結果の尊重

選択肢のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上により選択されたときは、市長及び市議会は結果を尊重します。(条例第22条)

## 14 投票や開票に関する事務等

投票や開票に関する事務等については、選挙の手續を基本として行われるものとします。(規則第25条から第37条まで)

- 投票や開票に関する事務は、選挙制度の中ですでに確立されており、その仕組みについては市民にも十分浸透していると考えられます。そのため、市民投票でも利便性や事務効率の観点から、選挙制度で確立された方法を基本とします。

## 小金井市市民投票の手続きの主な流れ

市民投票を求める事項などを記した書類を市長へ提出します。

規則第12条



市長は、市民投票を実施すべき事項か確認し、必要な署名数を提示します。

規則第13条



31日以内に投票資格者総数の100分の13以上の署名を集め、署名簿とともに市民投票請求書を提出します。

条例第18条、規則第15条及び第19条



選挙管理委員会は、市民投票実施の告示の日から90日以内に投票日を決めます。

条例第19条、規則第21条及び22条



**市民投票**



選択肢のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上選択されたときは、市長及び市議会は、投票結果を尊重しなければなりません。

条例第22条